

5

ユニバーサル対応

5-1 視覚障害者への対応

5-2 車いす利用者への対応

5-1 視覚障害者への対応

視覚障害者への対応は「弱視者への対応」「全盲者への対応」「色覚障害者への対応」を考慮する必要がある。

●弱視者への対応

表示面において、適切な図と地のコントラストを確保し、読みやすい書体で、煩雑にならない範囲でできるだけ大きな文字で表示するものとする。また、識別化が必要な表示において、視覚障害者による誤認の可能性のある色使いは避けることとする。

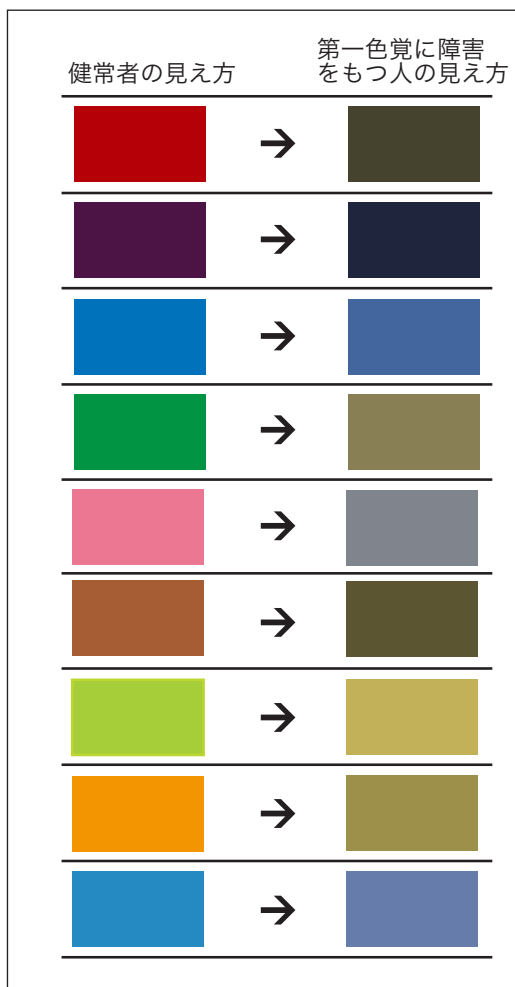
●全盲者への対応

誘導ブロックの敷設と連携して、触知案内板や音声ガイドシステム等、整備エリアの特性に応じた最も有効な手法を適宜選択し、施行していくことが望ましい。

現状としては、触知案内板や音声ガイドシステム等は、開発過渡期にあり製作メーカー相互の互換性がない等の問題点も指摘されていることから、その有効性については十分に検討する必要がある。

●色覚障害者への対応

- 1 色覚障害には赤が見えにくいタイプ、緑が認識しにくいタイプなど、数種類の特徴がある。それぞれの特徴を理解して計画を進める必要がある。
- 2 色相に頼らない表現を心がける。表示の地と図の関係で、明度や彩度を工夫した輝度差の確保が必要である。



5-2

車いす利用者への対応

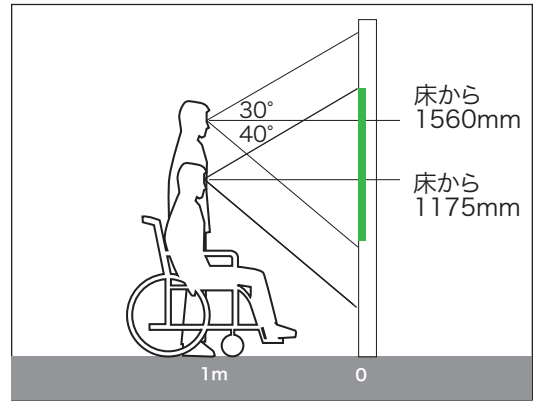
5-2 車いす利用者への対応

設置場所の対応

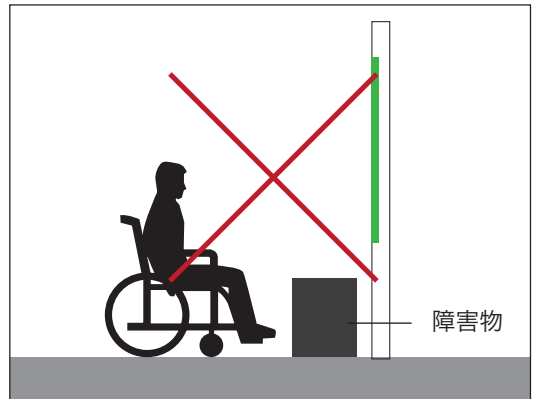
- 1 表示面は健常者の見やすさと車いす利用者の見やすさの両方を考慮した高さを設定する。
- 2 近づいて確認する必要がある地図などを表示する場合は、車いすが近づけるような配慮が必要である。
- 3 歩行者が通行する路上に設置する場合は、車いす利用者が通行でき、利用しやすいように原則として2m以上の幅を確保する。

情報の対応

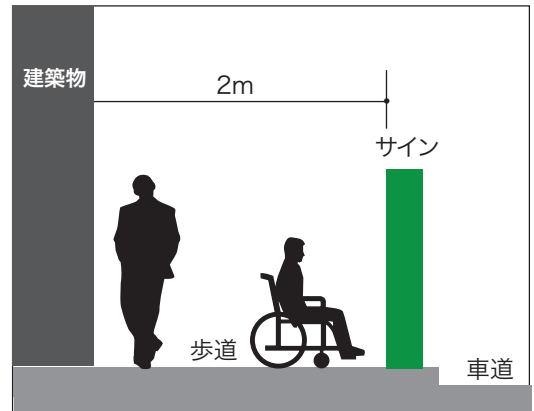
- 1 車いすで使用できるトイレやオストメイト(人工肛門保有者・人工膀胱保有者)対応のトイレ、こども用おむつ交換ベッド、大人用おむつ交換ベッド装備の有無を地図にできる限り表示する。地図が煩雑になる場合は別表示や印刷物、ホームページでの情報提供を検討する。トイレの記名サインには必ず表示する。



健常者の見やすさと車いす利用者の見やすさの両方を考慮した高さにする。



車いすが近づけるような配慮が必要。



車いす利用者が通行でき、利用しやすいように原則として2m以上の幅を確保する。

バリアフリー機能等を伝えるピクトグラム

